

1. (3)

■中期目標

(3) 鉄道助成業務

第三者機関の助言等も活用しながら、新幹線鉄道の整備に対する円滑な資金繰入を図るとともに、地域振興に資する幹線鉄道の活性化、都市機能の向上に資する地下鉄等の都市鉄道の整備、地方鉄道の安全性の確保・活性化方策等政策的意義が高い鉄道整備に対する円滑な助成を図る。

① 確実な処理・適正かつ効率的な執行

鉄道関係業務の資金の移動（勘定間繰入・繰戻）及び補助金交付について、法令その他による基準に基づき確実に処理するとともに、標準処理期間内に適正かつ効率的に執行する。

② 助成制度に関する情報提供等の推進

鉄道事業者等による各種助成制度の効果的な活用を支援するため、情報提供や周知活動を積極的に推進する。

③ 債権の確実な回収等

新幹線譲渡代金、無利子貸付資金等について、確実な回収を図るとともに、既設四新幹線に係る債務等について、約定等に沿った償還を行う。また、既設四新幹線に係る移転登記業務を着実かつ効率的に実施し、可能な限り早期の完了を図る。

■中期計画

(3) 鉄道助成業務

- 勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等について、法令その他による基準及び標準処理期間（補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金の受入から給付まで7業務日以内）を遵守しつつ、誤処理なく適正にかつ効率的に執行する。また、「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」からの改善意見は1年以内に業務運営に反映させること、及び審査ノウハウの継承、スキルアップのための職員研修等を実施することにより、業務遂行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。
- 助成制度に対する事業者等の理解促進を図るために周知活動を行うとともに、助成対象事業の効果的な実施を支援するために技術情報等を収集・提供する。
- 新幹線譲渡代金、無利子貸付資金等について、約定等に基づく確実な回収を図り、既設四新幹線に係る債務等について、約定等に沿った償還を行う。また、既設四新幹線に係る移転登記業務を着実かつ効率的に実施し、可能な限り早期の完了を図る。

■平成 22 年度計画

(3) 鉄道助成業務

- 勘定間繰入・繰戻及び補助金交付業務等を誤処理なく適正に執行するとの観点から、受払い確認を徹底するとともに、標準処理期間（補助金等支払請求から支払まで30日以内、国の補助金受入から給付まで7業務日以内）を遵守する。また、法令、国の定める基準に従い、取扱要領等を必要に応じて見直すとともに、補助金等審査マニュアルに基づく審査業務の効率的な執行を図る。
- 「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」を年2回開催し、委員会からの改善意見を1年以内に業務運営に反映させる。また、審査事例を収集・蓄積し、共有化

することにより審査ノウハウを継承するとともに、職員のスキルアップを図るため、研修計画（年5回）に基づく研修等を着実に実施する。これにより業務執行に係る効率性の向上等、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。

- ・ 助成制度に対する事業者等の理解促進を図るため、ガイドブック及びパンフレットの作成配布、ホームページの更新、情報交換会等の周知活動を継続して実施するとともに、助成対象事業の効果的な実施に資するため、引き続き事業者からの要望を踏まえ、技術情報等を収集し、提供する。
- ・ 新幹線譲渡代金（平成22年度回収見込額4,795億円）、無利子貸付資金等（平成22年度回収見込額159億円）について、約定等に基づく確実な回収を図るとともに、既設四新幹線に係る債務等について、約定等に沿った償還（平成22年度約定償還額3,229億円）を行う。これにより既設四新幹線に係る債務については、平成22年度末において、対前年度比で17%以上縮減する。
- ・ 既設四新幹線に係る移転登記業務については、可能な限り早期の完了を図るべく、着実かつ効率的に実施する。

■年度計画における目標設定の考え方

1. 確実な処理・適正かつ効率的な執行

整備新幹線の建設に係る事業資金等建設勘定に対する繰入並びに幹線鉄道、都市鉄道及び地域鉄道の整備に係る鉄道事業者等に対する補助金等の交付について、助成業務を誤処理なく適正に執行するための必要な取り組みを平成22年度計画に明示した。また、中期目標・中期計画に基づき、鉄道助成業務についての審査・評価体制として「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会（委員長：杉山雅洋 早稲田大学教授）」を設置、開催してきたところであるが、平成22年度においても委員会を年2回開催するとともに、委員会からの改善意見を1年以内に業務運営に反映させることとし、スキルアップを図るための研修（年5回実施）と合わせて、鉄道助成業務の充実強化を図ることとした。

2. 助成制度に関する情報提供等の推進

助成制度に対する鉄道事業者、地方公共団体等の理解促進を図るため、周知活動を継続して実施するとともに、地域鉄道支援の一環として、引き続き事業者からの要望を踏まえ、技術情報等を収集し提供することとし、平成22年度計画に明示した。

3. 債権の確実な回収等

中期計画に定めた目標を確実に達成するため、平成22年度計画においては、以下のとおり設定した。

(1) 新幹線譲渡代金の確実な回収

既設四新幹線（東海道新幹線・山陽新幹線・東北新幹線（東京・盛岡間）・上越新幹線）鉄道施設の譲渡代金については、「新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律」（平成3年法律第45号）並びにJR本州3社との間の譲渡契約に基づき、約定期日に約定額4,795億円を確実に回収することとした。

(2) 無利子貸付資金等の確実な回収

無利子貸付資金等については、平成 22 年度において、東京地下鉄（株）等へ貸し付け又は寄託した資金について、約定及び協定に基づき、無利子貸付金回収額 44.4 億円、無利子寄託金回収額 1.6 億円、建設勘定からの繰入額 112.6 億円を確実に回収することとした。

(3) 既設四新幹線に係る債務等の償還

平成 21 年度末に対する債務を 17%以上縮減するとともに、約定に沿った償還額を 3,229 億円とした。

(4) 移転登記業務の着実かつ効率的な実施

国鉄改革により承継し、J R 本州 3 社に譲渡した既設四新幹線鉄道施設に係る土地・建物に係る所有権等の移転登記業務については基本的に終了しているが、いわゆる付替道水路等に係る 1,098 件が機構発足当時においてなお未処理となっていた。これらの処理については、関係する国・地方公共団体等において財産整理等を行うことが必要であり、機構独自では計画的な処理を進めていくことは難しいところであるが、関係機関とも緊密な連携を図りつつ、当該財産処理等を促進し、可能な限り早期の完了を図るべく着実かつ効率的に実施することとした。

■当該年度における取組み

1. 確実な処理・適正かつ効率的な執行

(1) 補助金交付業務等の適正な執行

① 予算額 1,834 億円・補助スキーム 13 項目のうち、整備新幹線整備事業費補助等 1,831 億円・13 項目について交付決定を行った。

② 勘定間繰入及び補助金等交付に係る全ての受け払いについて、請求から支払まで「30 日以内」に実施（最長 22 日）、国の補助金受入から給付まで「7 業務日以内」に実施（最長 3 業務日）し、誤処理は皆無で適正に執行した。

(2) 取扱要領等の見直し

鉄道助成業務に係る財産処分制限期間を定める規程を制定するとともに、関係する取扱要領等の整備をした（平成 22 年 11 月）。

(3) 補助金審査マニュアルに基づく審査業務の効率的な執行

① 審査を効率的に実施するため、補助金審査計画（基本方針、重点審査項目、審査行程）を策定（平成 22 年 11 月）し、審査を効率的に実施した（平成 22 年 11 月～平成 23 年 3 月）。

② 補助金交付等に係る審査 148 件（うち交付決定に係る審査 76 件、額の確定に係る審査 72 件（交付決定を同時に行うものを含む）〔現地審査 69 件〕）を実施した。

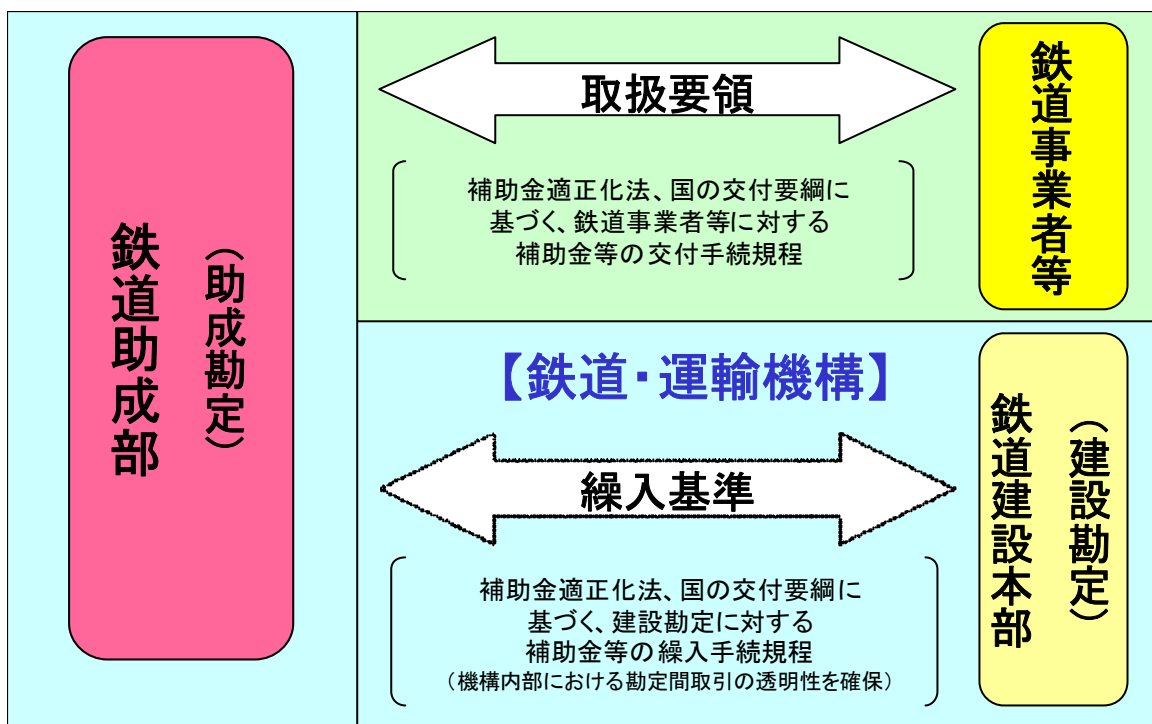


図 1.3-1 助成業務の手続き体系

(4) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等への対応

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）を踏まえ、「公益財団法人鉄道総合技術研究所(旧財団法人鉄道総合技術研究所)に対する超電導浮上式鉄道(リニア)の鉄道技術開発費補助金」及び大鳴門橋の維持修繕に係る「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する新線調査費等補助金」が平成23年度より国からの直接交付となることから、鉄道技術開発費補助金に関する機構が実施する現地審査に国土交通省も同行してもらう等、業務の円滑な引継ぎを図った。

また、行政刷新会議「事業仕分け」（平成22年4月）において指摘された、補助金交付状況のホームページでの公表については、平成22年6月に実施した。

(5) 「鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会」の開催

- ①第1回委員会を開催（平成22年7月）し、平成21年度下半期の鉄道助成業務の実施状況等を審議するとともに、委員会から改善意見をいただき、委員会資料及び議事要旨とともにホームページで公表した（平成22年8月）。
- ②第2回委員会を開催（平成22年12月）し、平成22年度上半期の鉄道助成業務の実施状況等を審議するとともに、改善意見の取り組み状況について中間報告し、委員会資料及び議事要旨とともにホームページで公表した（平成23年2月）。
- ③委員会からの改善意見を平成22年度内に実施し、業務運営へ反映した。

表 1.3-1 鉄道助成業務の審査等に関する第三者委員会名簿

委員長	杉山 雅洋	早稲田大学教授	交通経済学専門家
委員	岩倉 成志	芝浦工業大学教授	鉄道工学専門家
委員	二村 真理子	東京女子大学准教授	環境・物流専門家
委員	加藤 達也	あらた監査法人代表社員	会計専門家

(6) 審査ノウハウの継承・職員のスキルアップ

- ①審査事例を収集・蓄積し、共有化を図るため、補助金審査報告会（平成22年5月）及び補助金担当者連絡会を3回（平成22年8月、10月、12月）開催し、平成21年度の補助制度ごとの審査結果や対象事業者の状況等について情報の共有化を図った。
- ②助成担当職員を対象として職員研修を計9回（のべ124名）実施し、他部署の研修への聴講等（のべ14名）も実施した。

2. 助成制度に関する情報提供等の推進

(1) ガイドブック等の作成配布

- ①助成制度に関するパンフレットを作成し、関係者に配布し、助成制度に対する理解促進を図った（平成22年4月）。
- ②ガイドブック（平成22年6月）及びホームページ（平成22年6月）を改訂し、鉄道事業者等の助成制度に対する理解促進を図った。

(2) 助成制度に関する周知活動及び技術情報等の提供

平成21年度の地域鉄道事業者からの要望を踏まえ、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金に係る審査指摘事項事例集を作成（平成22年6月）し、地域鉄道事業者に提供するとともに、機構が開催した「地方鉄道支援に関する情報交換会」（平成22年7月）や、地方鉄道協会が開催した会議（平成22年6月～9月）で説明を行った。

3. 債権の確実な回収等

(1) 新幹線譲渡代金の確実な回収

既設四新幹線（東海道新幹線・山陽新幹線・東北新幹線（東京・盛岡間）・上越新幹線）鉄道施設の譲渡代金については、新幹線鉄道に係る「鉄道施設の譲渡等に関する法律」及びJR本州3社との間の譲渡契約に基づき、これらの会社より約定期日に約定額を回収した。

平成22年度 新幹線譲渡代金確定額 4,795億円

(2) 無利子貸付資金等の確実な回収

既設四新幹線鉄道施設の譲渡代金の一部を活用して、東京地下鉄(株)及び建設勘定へ貸し付け又は日本政策投資銀行へ寄託した資金について、約定及び協定に基づき回収した。

平成 22 年度	無利子貸付金回収額	44.4 億円
	無利子寄託金回収額	1.6 億円
	建設勘定からの繰入額	112.6 億円

(3) 既設四新幹線に係る債務等の償還

機構は既設四新幹線に係る債務等について、新幹線譲渡代金を原資に平成 28 年度末までに償還することとしており、平成 22 年度においては、約定に沿って 3,229 億円を償還し、平成 21 年度末に対する債務を 17.5%縮減した（平成 21 年度は平成 20 年度末に対して 16.4%縮減）。

(4) 移転登記業務の着実かつ効率的な実施

既設四新幹線鉄道施設に係る土地等の移転登記業務については、国鉄からの所有権移転登記を要する総件数 135,432 件のうち平成 22 年度においては、58 件の処理を行い、平成 22 年度末までの実績として、134,879 件(99.6%)を終了した。

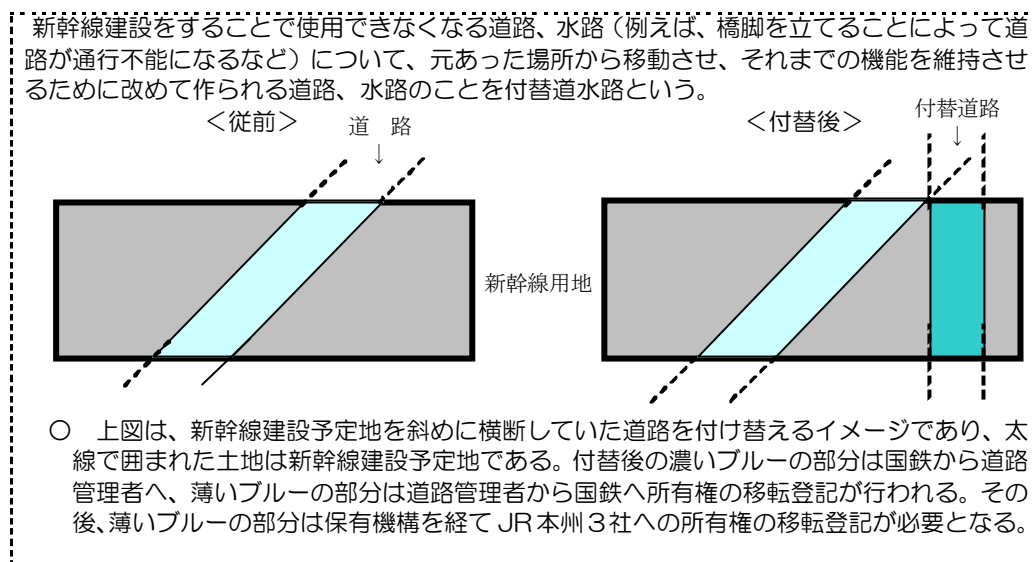


図 1.3-2 移転登記業務に係る付替道水路の事例

■中期目標達成に向けた見通し

1. 確実な処理・適正かつ効率的な執行

全ての資金移動について誤処理を皆無とするため、毎年度継続して受け払いの確認業務、標準処理期間の遵守等を徹底するとともに、第三者委員会や職員研修等を活用して効率的な業務遂行に努め、鉄道助成業務の更なる充実強化を図る。

2. 助成制度に関する情報提供等の推進

鉄道事業者及び地方自治体等、各主体にとって有益となり得る情報提供及び周知活動を引き続き行い、助成制度の効果的な活用を支援するために努めることとしている。

3. 債権の確実な回収等

平成 23 年度においては、新幹線譲渡代金 4,651 億円、無利子貸付金等 164 億円について、約定等に基づき確実な回収を図るとともに、既設四新幹線に係る債務等について、約定に沿って 2,923 億円を償還し、平成 22 年度末に対する債務を 19%以上縮減することとしている。

今後とも既設四新幹線鉄道施設に係る土地等の移転登記業務を着実かつ効率的に実施し、可能な限り早期の完了を図ることとする。

以上のことから中期目標を達成することは可能と考える。

■その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

新幹線譲渡代金、無利子貸付等に係る債権の経緯

1. 国鉄改革以来の経緯

国鉄改革の際、既設新幹線鉄道施設は、新幹線鉄道保有機構（以下「保有機構」という。）が一括保有し J R 本州 3 社へリースすることとされ、保有機構は、同施設に係る旧国鉄等債務とともに同施設の再評価差額見合について国鉄清算事業団（現 当機構特例業務勘定）に対して負担した。

保有機構は、平成 3 年 10 月、新幹線施設を再評価のうえ、総額 9.2 兆円（旧国鉄等債務見合 6.2 兆円、国鉄改革時再評価差額見合 1.9 兆円、新幹線譲渡時再評価差額見合 1.1 兆円）で売却し解散した。保有機構の権利義務は、平成 3 年 10 月に鉄道整備基金が、平成 9 年 10 月に運輸施設整備事業団が、平成 15 年 10 月に当機構が順次承継した。

2. 新幹線譲渡代金

新幹線譲渡代金は、J R 本州 3 社と保有機構との約定により、旧国鉄等債務見合は、毎年度の期首債務残高、平均金利及び平成 28 年度までの残存期間による元利均等償還方式により計算される額、国鉄改革時再評価差額見合は、平成 28 年度まで年額 1,503 億円、新幹線譲渡時再評価差額見合は平成 63 年 9 月まで年額 724 億円を収受することとしている。

3. 新幹線譲渡代金を活用した無利子貸付等

鉄道整備基金発足以来、新幹線譲渡代金の一部を活用して、東京地下鉄(株)（旧帝都高速度交通営団）及び当機構鉄道建設本部（旧日本鉄道建設公団）の行う鉄道整備、東海道新幹線の輸送力増強工事に対して低利融資を行う日本政策投資銀行（旧日本開発銀行）に対し、約定・協定に基づき無利子貸付・無利子寄託を行っており、平成 15 年 9 月末の貸付・寄託残高は、東京地下鉄(株)724 億円、当機構建設勘定 3,098 億円、日本政策投資銀行 15 億円となっている。